

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例（平成30年6月11日京都市条例第7号）（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）

山下奨学基金を修学困難な生徒に対する奨学費の給付に必要な資金を積み立てるための基金に変更しました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年6月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第 7 号

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を次のように改正する。

第1条中「として,」を「として行う」に,「または」を「又は」に,「対して,奨学費を給付する」を「対する奨学費の給付に必要な財源に充てる」に改め,「奨学基金(以下「及び」という。)」を削り,同条に次の1項を加える。

2 修学困難な生徒に対する奨学費の給付に必要な資金を積み立てるため,社会福祉奨学基金を設置する。

第6条中「ついて」を「関し」に改め,同条を第7条とする。

第5条中「基金」を「第1条第1項に規定する基金」に改め,同条に次の1項を加える。

2 社会福祉奨学基金は,奨学費の給付に必要な財源に充てる場合に限り,これを処分することができる。

第5条を第6条とする。

第4条第1項中「基金」を「第1条第1項に規定する基金」に改め,同条第2項中「支出して」を「別表に定める目的のために支出し,」に,「基金に繰り入れる」を「第1条第1項に規定する基金に積み立てる」に改め,同条に次の1項を加える。

3 社会福祉奨学基金の運用から生じる収益は,社会福祉奨学基金に積み立てるものとする。

第4条を第5条とする。

第3条中「基金」を「京都市社会福祉奨学基金」に改め,同条を第4条とする。

第2条中「基金」を「京都市社会福祉奨学基金」に改め,同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(積立て)

第2条 次に掲げるものは,前条に規定する基金(以下「京都市社会福祉奨学基金」という。)として積み立てるものとする。

(1) 予算をもって定める金額

(2) 前条の目的のための寄付金

別表中

「

山下奨学基金			円 31,000,000
京栄水道奨学基金			11,000,000

を

」

「

京栄水道奨学基金			円 11,000,000
----------	--	--	-----------------

に改める。

」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の京都市社会福祉奨学基金条例に規定する山下奨学基金に属していた現金は、この条例による改正後の京都市社会福祉奨学基金条例に規定する社会福祉奨学基金に属するものとする。

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)